令和 6 年度岐阜県多治見土木事務所凍結防止剤の調達(単価契約)に関する 一般競争入札公告

令和6年度多治見土木事務所凍結防止剤(塩化ナトリウム)の調達(単価契約)について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条第1項の規定により公告する。

令和 6年11月20日

岐阜県多治見土木事務所長 小原 到

本調達は、資料提出および入札を電子手続(IC カードが必要です。)で行う案件です。 なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出する こと(以下「紙入札方式」という。)ができます。

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量凍結防止剤(塩化ナトリウム) 40,000kg(予定)
 - (2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期間契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
 - (4) 納入場所
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

岐阜県多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 多治見土木事務所倉庫

- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附 則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含 む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなさ れている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入 札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)でないこと。
- (5) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (6) 調達物品に係る確実かつ迅速な納入体制が整備されていること。
 - ア 調達物品の備蓄体制が整っていること。
 - イ 納入指示から 48 時間以内に納入可能なこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資

格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要綱に該当しないこと。

- 3 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

〒507-8708 岐阜県多治見市上野町 5-68-1 岐阜県多治見土木事務所 総務課 管理調整係電話 0572-23-1111 (内線 305)

FAX 0572-25-7224

電子メール c26007@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年11月20日(水)から令和6年11月27日(水)までの土日祝日を除く毎日午前6時から午後11時まで

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。

- (3) 競争入札参加資格の確認
 - ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書に入札説明書 に規定する書類等を添付した上で、3の(1)へ提出し、競争入札参加資格の確 認を受けなければならない。

提出期限 令和6年11月28日(木)午後4時必着

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- イ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年12月2日(月)までに通知する。 なお、入札参加資格が認められた後に入札参加を辞退する場合は、入札参加辞 退届を入札執行日時までに3の(1)まで提出すること。
- (4) 入札の日時及び場所

ア日時

令和6年12月9日(月) 10時15分

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律 第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「郵便等」という。) 又は電子手続で行う場合は、令和 6 年 12 月 6 日(金) 17 時 00 分までに3 の (1) に必着のこと。)

イ 場 所 岐阜県多治見市上野町 5-68-1

岐阜県東濃西部総合庁舎内 入札室

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

- (6) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。
- (7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に1厘未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

- (ア) 落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書記載金額をもって入札した者とする。
- (イ) 最低の金額をもって入札したものが 2 人以上あるときは電子 くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がないときは直ちに再度の入札を行う。再度の入札は 原則として一回とする。ただし入札者の中に郵便等又は電子 手続による入札を行った者がある場合はこの限りでない。 再度の入札を行った結果、落札者がないときは原則として再 度公告し入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないと きは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。 カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を 行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意 向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3) 3の(1)の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約 の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札 を行うものとする。

- (5) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。